

## 災害時における段ボール製品の提供に関する協定

安中市（以下「甲」という。）と株式会社三和紙器（以下「乙」という。）は、安中市内で災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における段ボール製品の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、避難所の運営等に必要な段ボール製品（以下「物資」という。）の提供等について必要な事項を定め、住民等の避難生活の安定を図ることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に次に掲げる物資について、乙に要請することができる。

- (1) 間仕切用段ボールシート
- (2) 段ボールケース及びガムテープ
- (3) その他乙の取扱商品

2 前項の要請は、物資要請書（第1号様式）にて行う。ただし、緊急を要する場合は電話、口頭等で要請し、その後速やかに物資要請書を提出する。

### （協力の実施等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由がない限り速やかに提供するものとする。

2 乙は、自身の被災等で前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

### （物資の運搬）

第4条 乙は、甲が指定する場所に物資を運搬するものとする。また、乙は必要に応じ、甲に運搬の協力を求めることができる。

### （物資の引渡し）

第5条 甲は、引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡し後、速やかに完了書（第2号様式）により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が提供する物資の代金及び運搬等の費用については、災害が発生する直前の価格を基準

とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月28日

安中市安中1-23-13

甲 安中市  
安中市長

安中市上間仁田580

乙 株式会社三和紙器  
代表取締役